

奈良市立椿井小学校いじめ防止基本方針

学校番号 401

学校名 奈良市立椿井小学校

学校長 中島 恭子

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について 「いじめ防止対策推進法第2条」(平成25年法律第71号)

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2:この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3:この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4:この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する。

いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級やクラブ・委員会等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(3) いじめの認知についての考え方

ア: いじめの認知について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知していく。

イ: いじめの判断について

○いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。

○いじめられていても、本人がそれを否定する可能性がある事を踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童の感じる被害感情に着目して見極める。

(例) 外見的にはけんかやわるふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など。

○いじめには多様な態様があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(例: インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合。)

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢

「いじめの問題に関する総合的な取組について」

(平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告))より

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- すべての児童が命の大切さを学習し、自他の生命をかけがいのない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- すべての児童が安全に安心して学校生活を送ることができるように、いじめが起こらない環境をつくる。
- すべての児童に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- すべての児童を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を育む。
- すべての児童が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 学校は、保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取り組みを推進する。
- 日々の教育活動全体において、児童がお互いを尊重し高め合う取り組みを推進する。

(2) いじめの早期発見について

- ・ 教師が児童の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童

との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くこと。

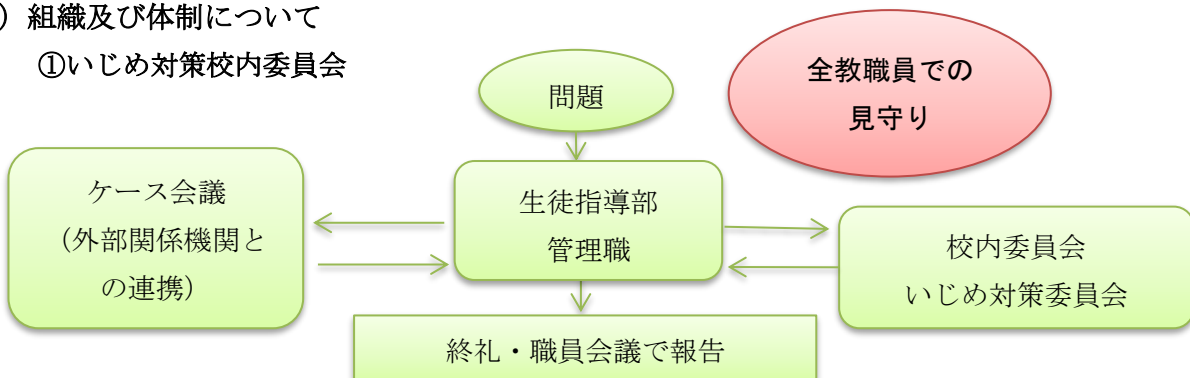
- ・ 児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行うこと。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内外の専門家との連携に努めること。
- ・ 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図ること。
- ・ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意すること。
- ・ 教職員や保護者・地域住民等、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ・ いじめを受けた児童からの訴えがあった場合、直ちに児童の安全を確保し、徹底して守り抜くという意思を伝える。

(3) 迅速な対応について

- ・ いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- ・ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視し、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにすること。
- ・ 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- ・ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導する。
- ・ 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。
- ・ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、市教育センター、県子ども家庭相談センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(4) 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会



②生徒指導体制

問題行動に対する対応にとどまらず、教育として組織的・体系的な取組を行う。

1:ほうれんそうの徹底

以下の事象の場合は速やかに生徒指導部・管理職に報告・連絡・相談する。

- ・ いじめ、不登校につながる恐れのある場合
- ・ 他者にけがを負わせた場合
- ・ 複数学年にわたる事象の場合
- ・ 保護者から訴えのあった場合
- ・ 虐待（身体的虐待・精神的虐待・性的虐待・ネグレクト）が疑われる場合
- ・ その他問題行動、他校・店舗などとのトラブル等

危機管理の徹底
(迅速・正確な初期対応)

- 2: 特別支援部・教育相談部と連携した総合的・多面的な児童理解および生徒指導
 - ・事象が長引く、事象の解釈が難しい場合は、ケース会議や校内委員会を開き対応を検討する。

3: 規範意識の向上

- ・毎月のめあて（STEP UP）の設定

4: 学級作り

- ・学級指導、学級活動の充実 ・学習規律の見直し ・道徳教育の充実
- ・子どもの見方、視点、子どもとの関係づくり
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり、環境調整

○推進体制

◎事象が起きたら、すぐ生徒指導部・管理職に連絡

☆生徒指導部（福地、酒井）・・・推進計画の作成

当該学年・管理職とともに問題事象の解決にあたる。

☆校内委員会・校内いじめ対策委員会・CASE会議・・・必要に応じて開催する。不定期。

（管理職、生徒指導担当、いじめ対応教員、教務、特支コーディネーター、養護、当該学年担任、SC等）

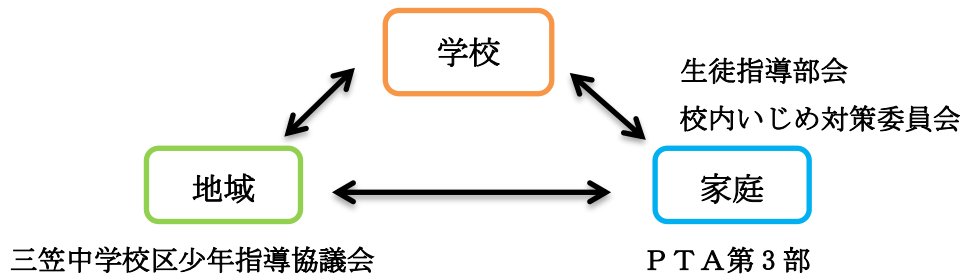
「奈良市立椿井小学校いじめ防止基本方針」にのっとり活動を行っていく。

③教育相談体制

1. スクールカウンセラーの活用
2. 「こころとからだの健康チェック」の実施活用
3. 教育相談コーディネーターとSCの連携
4. 教区相談の研修、実施
5. ケース会議

④外部機関及び地域との連携

子育てネットワーク・・・椿井校区の各種団体代表からなる組織。椿井校区全体の青少年健全育成



⑤校内研修

- ・夏季休業中に研修を行う。
- ・先生方の希望を聞いて研修計画を立てる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 重大事態について（重大事態とは）

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- ② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定 期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育 委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

調査を行うための組織について市教育委員会又は学校は、その事案が重大であると判断した時は、以下の組織で当該重大事態に係る調査を行う。

- ①学校主体の場合→「いじめに特化した校内委員会」
- ②市教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ③市教育委員会主体の場合→「奈良市いじめ調査委員会」(法第28条第1項の規定に基づく。)

事実関係を明確にするための調査の実施にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。
 - いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮すること。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

A: 調査結果の提供

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

B: 調査結果の報告 調査結果については、市長に報告する。

上記 A の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。